

兵庫県と協定を結ぶ事業所を募集しています！

—男女共同参画の取組を一緒に進めましょう！—

兵庫県では、平成14年4月に男女共同参画社会づくり条例を施行し、その中で、事業者の責務を定めたほか、男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めています。

この協定制度は、「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた職場環境づくり」「女性の活躍支援」「セクシュアル・ハラスメントの防止」など、男女共同参画社会の職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が協定締結事業所の取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、それぞれの取組を支援するものです。



協定の対象となる事業所

次のような取組を行っている県内の事業所（支店・支所を含む）又は県内で事業活動を行う者で構成する事業者団体

●仕事と家庭、地域活動との両立に向けた職場環境づくり

例) ・法定を超える育児休業制度 ・事業所内託児施設の設置
・育児・介護サービス利用料の援助 ・フレックスタイム制、在宅勤務制度 等

●セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組

例) ・セクハラについて相談や苦情のための特別の窓口又はカウンセラーの設置 等

●男女が共同して方針の立案・決定に参画する機会の確保

例) ・性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化
・ポジティブアクションプログラムの作成 等

●その他、男女共同参画社会の職場づくりに向けた取組

例) ・男女共同参画に関する定期研修会の開催 ・旧姓使用制度 等

育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの関連法令も事前にご確認ください！

協定締結手続き

協定の締結を希望する事業所は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、参考資料とあわせて、メール又は郵送でお申し込みください。（受付期間：4月1日～2月26日）

協定締結期間

協定を締結した日から、その翌年度の末日までです（更新することもできます）。

★協定を締結すると・・・

□協定内容を兵庫県のホームページや広報誌等により広くPRするほか、兵庫県主催フォーラムなどの場で、協定締結事業所として、その取り組み内容を紹介します。

* 県のホームページ、ひょうご男女共同参画ニュース(男女共同参画センター情報誌)等において協定事業所を紹介等

□男女共同参画に関する各種事業や育児・介護に関する助成金情報など、**国・県・市町の最新ニュースが入手できます。**

□商品パッケージや広告等に**男女共同参画社会づくり協定締結事業所である旨、表示**することができます。

□**建設工事の入札参加資格の格付項目「技術・社会貢献評価」において加算**されます。

□県立男女共同参画センターで、職場や家庭・地域での男女共同参画を考えるための書籍・資料をご利用いただけます。また、情報アドバイザー等が随時ご相談に応じます。

<問い合わせ・送付先>兵庫県県民生活部男女青少年課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL : 078-362-3385 FAX : 078-362-3891

E-mail : danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp

URL : http://web.pref.hyogo.jp/ac15/ac15_000000203.html